

介護予防・日常生活支援総合事業の実施について

(付議の要旨)

平成 24 年 10 月から実施した国のモデル事業である「市町村介護予防強化推進事業」の実施結果をふまえ、介護予防事業を見直すとともに、生活支援サービスを新設し、平成 26 年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」を導入する。

1. 主旨

平成 24 年度に制度化された「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）」を平成 26 年度から開始する。

事業の実施にあたっては、平成 24 年 10 月から平成 25 年度まで実施している「市町村介護予防強化推進事業(以下、「予防強化事業」という)」の実施結果を踏まえ、既存の介護予防事業の見直しも行いながら取り組んで行く。また、国は平成 27 年に介護保険法の改正を予定しており、平成 25 年 9 月 4 日の「第 47 回社会保障審議会介護保険部会」において、要支援者に対する介護予防給付については、区市区町村が実施する地域支援事業の形式に見直し、一定程度時間をかけて事業へ移行するとしている。要支援者に対して新たなサービスの受け皿を区が確保する必要があるため、総合事業を活用し準備を進め、新たな地域支援事業への円滑な移行を図る。

2. 総合事業実施のメリット

総合事業は区市町村の選択により、介護保険制度の地域支援事業において多様なマンパワーや社会資源の活用を図りながら、要支援者及び二次予防事業対象者(要介護状態になるおそれのある高齢者)に対して、地域の実情や利用者の状態像に応じて介護予防や生活支援サービス等を総合的に提供する事業である。

本事業を実施し、介護予防や介護の重度化予防を図ることにより、介護保険サービス給付費の抑制や介護人材不足の対応につながることに加え、新たな要支援者に対するサービスの受け皿の確保につながる。

3. 総合事業の内容

予防強化事業の実施結果(別紙 1 参照)をふまえ、介護予防事業の二次予防事業に要支援者も対象者として加え、以下の通り平成 26 年度から総合事業(別紙 2 参照)を実施する。

(1) 対象者

要支援・二次予防事業
一次予防事業

要支援者及び二次予防事業対象者
全ての高齢者

(2) 要支援・二次予防事業の実施内容

要支援者及び二次予防事業対象者に対して、あんしんすこやかセンターの「ケアマネジメント」に基づき「生活支援サービス」「予防サービス」を総合的に実施する。

ケアマネジメント

あんしんすこやかセンターの専門職が要支援者等の状態像に応じて、自立支援に向けたサービスの必要性及びサービスの提供内容等について本人の意向を尊重し決定する。ケアプランの作成にあたっては、より自立支援効果の高い総合的かつ効果的なサービス提供を行う。

生活支援サービス

ア．ボランティア等による簡単な家事援助サービス 新規

サービス内容 日常生活を営む上で必要な家事のうち、介護予防・自立支援に効果が高いと認められる家事援助で、30分以内を目途に実施できるものを社会福祉法人等の事業者に登録したボランティア等が提供する。

利用者負担 利用者自己負担額は、1回につき500円とする。

実施手順 あんしんすこやかセンターが、利用者情報や必要なサービス内容を事業者に連絡する。事業者が内容に応じたボランティア等をマッチングし、サービスを提供する。

イ．定期的な安否確認

見守りが必要な高齢者に対して、あんしんすこやかセンターのあんしん見守り事業の一環として定期的な安否確認のサービスを行う。

予防サービス 拡充のみ

ア．通所サービス（運動器の機能向上プログラム及び口腔機能向上プログラム）について二次予防事業対象者に加え要支援者を対象とする。

イ．予防強化事業で効果のあった理学療法士や栄養士等の専門職による訪問を実施する。

(3) 一次予防事業の実施内容 例

ア．昭和女子大学で実施している介護予防プログラムについて、学生ボランティアを活用した大学との協働の好事例として継続して行う。

イ．運動・口腔・栄養・認知症予防を組み合わせた複合型の介護予防講座について、認知症予防の内容を充実させる。

(4) 事業利用者の見込み 別紙2参照

4. 事業の進め方（別紙3参照）

平成26年度は総合事業を実施し、新規サービスの事業検証を行う。平成27年度から平成29年度においては今後、国が示す手順に沿って、段階的に新たな地域支援事業への移行を進めていく。

制度改正の内容、及び、国が示す手順によっては変更の可能性あり。

5. 経費（平成26年度予算想定額）

306,341千円

介護保険事業会計 地域支援事業
介護予防事業(介護予防・日常生活支援
総合事業) 区費負担割合 12.5%

参考：平成25年度予算額：260,606千円

内訳	
1 要支援・二次予防事業	220,931千円
ケアマネジメント	55,886千円
生活支援サービス	8,780千円
予防サービス	156,265千円
2 一次予防事業	85,410千円

6. 今後のスケジュール

平成25年12月19日 福祉保健常任委員会報告

平成26年4月以降 委託契約・事業開始

【市町村介護予防強化推進事業の実施結果】

平成 24 年 10 月から平成 25 年度まで、区内 4 地区で国のモデル事業として実施している。

1. 実施内容

(1) 市町村介護予防強化推進事業対象者

介入群：池尻、太子堂、若林、奥沢地区の 65 歳以上で、要支援 1・2、要介護 1・2 の認定を受けた方、及び二次予防事業対象者並びに一次予防事業対象者(全ての高齢者)のうち日常生活に支援を必要とする方。

比較群：4 地区内の上記介護認定者で、介護保険サービスを利用している調査協力者

(参加者の内訳) 平成 24 年 10 月～平成 25 年 6 月まで

対象別	要介護 2	要介護 1	要支援 2	要支援 1	小計	二次予防事業対象者	一次予防事業対象者	小計	合計
介入群	3	3	11	22	39	15	8	23	62
比較群	11	11	19	16	57				57

(2) 実施方法

あんしんすこやかセンターの職員が、訪問にて簡単な聞き取り調査を実施し、対象者にあった支援メニュー(同種の介護保険サービスを除く)を紹介し、様々なメニューを組み合わせで日常生活の支援を行う。また、メニュー利用後も定期的な聞き取り調査を実施し、支援内容については専門職が集まる定期的な会議で、対象者にとって最適な支援を検討して行く。

新規の支援メニューについては専門職の訪問を全地区で行い、各地区ではあんしんすこやかセンターが、地区の実情に合わせて必要な事業を創設した。

各地区の新規支援メニュー

地区	新規支援メニューの内容
池尻	団地内の住民を中心に、月に 1 回デイサービスの車で、スーパーまで出かけ、自由に買い物等をする(参加できない人はボランティアに買い物を頼む)。
太子堂	昭和女子大学のオープンカレッジの部屋を借り、介護予防プログラムを実施している。学生ボランティア等の協力により、週 1 回(1 回 2 時間)実施している。
若林	駅前の喫茶店の協力を得て、気軽におしゃべりを楽しむ新たな通う場を作った。あんしんすこやかセンターが住民ボランティアに事前に研修し運営をしている。
奥沢	地区内の高齢者が通える体操の資源を調べ、機会がないエリアで筋力アップ教室を実施。介護保険事業者が講師として協力し、週 1 回(90 分)3 ヶ月間を 1 クールで実施。

専門職の訪問指導

理学療法士や管理栄養士等の専門職の訪問が必要な対象者に、生活状況の分析と生活指導を中心とした訪問を実施。

(3) 実施結果

支援メニューを利用した介入群の介護度は、介護保険サービスを利用した比較群に比べ介護度の悪化が少なく、平成25年9月末時点において改善または維持していることが多かった。各あんしんすこやかセンターが地区の実情に応じて、新たなサービスメニューの創設したことにより、高齢者の外出の機会が増え、3ヵ月後の評価において、「地域の集いや趣味活動へ参加している方の割合」が開始時の4割から7割超に増加した。また、参加者の主観的健康感も改善していた。

専門職の訪問利用者の約6割が要支援者であった。理学療法士や管理栄養士等の専門職が訪問することで、身体機能の改善が図られ、活動量が増加し、生活の質の向上につながった。あんしんすこやかセンターの聞き取り調査を通じて、介護保険の軽度認定者の生活支援には家事援助が必要であり、簡単な家事援助のニーズであっても介護保険サービスの訪問介護で対応している現状が明らかになった。介護保険サービス以外に、簡単な家事援助のニーズに対応する新たな生活支援サービスが必要であることがわかった。

2. 今後の事業展開

事業の実施結果から、高齢者の自立支援に効果が高い一部の事業について、平成26年度以降は介護予防・日常生活支援総合事業として実施する。なお、事業の詳細の実施報告については、平成25年度末に報告書の作成を予定している。